

第 128 回 科学技術部会	資料3
令和 4 年 3 月 1 0 日	

## 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 に基づく研究機関に対する令和 3 年度履行状況調査の結果について （案）

### 1. 趣旨

- 厚生労働科学研究費補助金の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日付科発 0 3 3 1 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「ガイドライン」という。）により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めている。
- また、ガイドライン第 7 節においては、研究機関の体制整備に関するガイドラインの実施状況を把握するために、厚生労働省が履行状況調査を実施することが求められており、第 125 回科学技術部会（令和 3 年 12 月 9 日）において令和 3 年度履行状況調査の実施方針等を定めたところ。
- 今般、同調査結果について報告を行うとともに、体制整備等に不履行があると判断された研究機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じる。

### 2. 調査対象

実施方針\*に基づき選定された 8 機関（別紙 1）。なお、対象機関の選定に当たっては、事前に文部科学省等と調整し、対象機関が重複しないよう配慮した。

※令和 2 年度厚生労働科学研究費補助金の配分を受けた以下の機関を対象。

1. チェックリストの「全ての機関が実施する必要がある事項」が 1 項目以上未実施である機関（4 機関）。
2. 厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人（調査対象の全 12 機関のうち、令和元年度及び令和 2 年度に調査対象とした 8 機関並びに文部科学省が既に調査を実施した 1 機関を除く 3 機関）
3. 令和 2 年度履行状況調査の結果、フォローアップ調査の対象となった機関（1 機関）

### 3. 調査内容

#### (1) 通常調査

- ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、調査対象機関に書面調査を実施した。また、併せて、調査対象機関以外の研究機関における体制整備に資するため、対象機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」の収集も行った。

#### ○調査事項（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

- また、書面調査の回答内容の確認のため、3機関についてはヒアリングを実施した。

#### (2) フォローアップ調査

- 令和2年度履行状況調査により、機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について、「書面調査」を実施した。

- また、書面調査の回答内容の確認のため、ヒアリングを実施した。

### 4. 調査経過

令和3年12月9日：科学技術部会 実施方針の審議・決定

令和3年12月～令和4年1月：調査対象機関に対し書面調査を実施

令和4年2月：回答内容の確認のためのヒアリング

令和4年3月10日：科学技術部会 調査結果の報告・対応方針の決定

## 5. 調査結果

### (1) 通常調査

- 書面調査の結果、調査対象となった機関のうち、4機関<sup>※1</sup>においては、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備され、所要の対策が着実に履行されていた。

※1 長崎県環境保健研究センター、国立社会保障・人口問題研究所、国立障害者リハビリテーションセンター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

- 一方で、3機関<sup>※2</sup>においては、ガイドライン要請事項のうち、未履行である事項が見られた。

※2 公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人中部さい帯血バンク、一般財団法人日本公衆衛生協会

- 本調査により収集した「不正防止のための実効性ある取組事例」に関しては、研究機関の規模や特性（大学、施設等機関）に応じ実効性のある取組が見られた。

（主な取組事例）

- ・ 担当ごとに財源は把握され、発注時に上長の確認が行われている。担当者により予算執行管理簿への記載が行われ、都度、上長による確認が行われている。
  - ・ 県監査事務局が実施する公認会計士等の外部監査人による監査を受けている。
  - ・ 「外部競争的資金補助金等事務取扱マニュアル」を定め、研究に携わる者がいつでもアクセスできるように「統合ネットワーク文書領域」に掲載している。
- 等

- 各研究機関の調査結果については、別紙2のとおり。

### (2) フォローアップ調査

- 調査対象となった1機関<sup>※3</sup>において、管理条件の改善事項について履行期限内に履行されたとは認められなかった。

※3 川崎市健康安全研究所

- 調査結果については、別紙3のとおり。

## 6. 今後の取組

### (1) 通常調査

- 未履行事項を有する3機関については、ガイドラインに基づき、これらの事項を改善事項とし、その履行期限を1年とする管理条件を付与する。

- 厚生労働省においては、当該履行計画の進捗状況を継続的に確認していくとともに、令和4年度履行状況調査においては、当該機関をフォローアップ調査の対象機関とし、管理条件の履行状況について最終的な確認を行う。

## (2) フォローアップ調査

- 調査対象となった1機関について、令和2年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について履行期限内に履行されたとは認められなかったため、ガイドラインに基づき当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額をさらに一定割合削減することとする。

また、令和4年度履行状況調査においては、当該機関をフォローアップ調査の対象機関とし、令和元年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）の履行状況について改めて確認を行う。

## 令和3年度履行状況調査対象機関一覧

No.	機関名
○チェックリストの「全ての機関が実施する必要がある事項」が1項目以上未実施である機関	
1	公益社団法人全日本病院協会
2	一般社団法人中部さい帯血バンク
3	長崎県環境保健研究センター
4	一般財団法人日本公衆衛生協会※
○厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人	
5	国立社会保障・人口問題研究所
6	国立障害者リハビリテーションセンター
7	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
○令和2年度履行状況調査に係るフォローアップ調査対象機関	
8	川崎市健康安全研究所

※採択課題の研究代表者が所属している全国保健所長会の事務委任機関。

令和 3 年度履行状況調査結果一覧

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
<p>公益社団法人 全日本病院協会</p>	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、「第 1 節 機関内の責任体系の明確化」、「第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」、「第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」、「第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動」、「第 5 節 情報発信・共有化の推進」及び「第 6 節 モニタリングの在り方」に関する事項について、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を令和 5 年 2 月 28 日とする管理条件を付することとする。</p> <p>また、令和 4 年度におけるフォローアップ調査の対象機関として管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （1）ルールの明確化・統一化 ○物品の購入、業務委託については上長への決裁後に発注することになっている。 【ルールの周知について】 ○規定等を全職員が閲覧可能な共有フォルダへ格納し、適時閲覧可能な状態としている。</p> <p>（3）関係者の意識向上 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○役員については委員会委員就任時、職員については入職時に誓約書を提出していただいている。 【行動規範の策定について】 ○役員については委員会委員就任時誓約書、職員については就業規則において策定している。</p> <p>第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 ○担当ごとに財源は把握され、発注時に上長の確認が行われている。担当者により予算執行管理簿への記載が行われ、都度、上長による確認が行われている。 【予算執行状況の検証等について】 ○研究者と経理事務担当者との間で研究計画の遂行に問題がないことを定期的に確認している。</p> <p>第 6 節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○研究費で購入した物品については、総務課担当者が納品時に現物確認している。</p>	<p>第 1 節 機関内の責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 ○最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すること。 【統括管理責任者について】 ○統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 【コンプライアンス推進責任者について】 ○コンプライアンス推進責任者（機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。 ○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 ○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 ○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。</p> <p>第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （3）関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 ○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 ○コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握して</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>すること。</p> <p>（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置すること。</p> <p>○不正の告発等の制度について、機関の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底すること。</p> <p>○業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図ること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】</b></p> <p>○不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定めること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b></p> <p>（ア）告発等の取扱い</p> <p>○「告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から３０日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>（イ）調査委員会の設置及び調査</p> <p>○「調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>（ウ）調査中における一時的執行停止</p> <p>「被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる」ことを規程等に定めること。</p> <p>（エ）認定</p> <p>○「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>（オ）配分機関への報告及び調査への協力等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことを規程等に明文化すること。</li> <li>○「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に明文化すること。</li> <li>○「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」ことを規程等に明文化すること。</li> <li>○「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に明文化すること。</li> </ul> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>（1）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価すること。</li> <li>○不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。</li> <li>○不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。</li> </ul> <p>（2）不正防止計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防止計画推進部署を設置すること（既存の部署を充てること、又は既存の部署の職員が兼務することも可）。</li> <li>○防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること。</li> </ul> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めること。</li> <li>○不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</li> </ul>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p><b>【業者に提出を求める誓約書等について】</b>  ○業者に對し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。</p> <p><b>【業者に提出を求める誓約書等の内容について】</b>  ○業者に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（エ）までの各事項を盛り込むこと。  （ア）機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと  （イ）内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること  （ウ）不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと  （エ）構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進  ○競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置すること。  ○競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方  <b>【内部監査部門について】</b>  ○内部監査部門を設置すること。  ○内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。</p> <p><b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b>  ○監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。</p> <p><b>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</b>  ○内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。  ○内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</p> <p><b>【内部監査の実施について】</b>  ○内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施すること。</p> <p><b>【リスクアプローチ監査について】</b>  ○内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。</p> <p><b>【監事及び会計監査人との連携について】</b>  ○内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化すること。</p> <p><b>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</b>  ○監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
一般社団法人 中部さい 帯血バンク	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、「第1節 機関内の責任体系の明確化」、「第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」、「第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」、「第4節 研究費の適正な運営・管理活動」、「第5節 情報発信・共有化の推進」及び「第6節 モニタリングの在り方」に関する事項について、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を令和5年2月28日とする管理条件を付することとする。</p> <p>また、令和4年度におけるフォローアップ調査の対象機関として管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○新規に取引を開始する際は取引内容等を検討し契約書を取り交わしている。</p> <p>【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】</p> <p>○必ず購入の際は見積書提出、またバンク内会議にて検討をしている。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【最高管理責任者について】</p> <p>○最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すること。</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <p>○コンプライアンス推進責任者（機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。</p> <p>○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。</p> <p>コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。</p> <p>○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>（1）ルール of 明確化・統一化</p> <p>○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように、ルールを明確に定めること。</p> <p>○ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>○機関として、ルールの統一を図ること。</p> <p>【ルールの周知について】</p> <p>○ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知すること。</p> <p>（3）関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p><b>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】</b>  ○コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。</p> <p><b>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</b>  ○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めること。  ○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（ウ）までの各事項を盛り込むこと。  （ア）機関の規則等を遵守すること  （イ）不正を行わないこと  （ウ）規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること</p> <p><b>【行動規範の策定について】</b>  ○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。</p> <p>（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p><b>【告発窓口等について】</b>  ○機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置すること。  ○不正の告発等の制度について、機関の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底すること。  ○業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図ること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】</b>  ○不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定めること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>  （ア）告発等の取扱い  ○「告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から３０日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告す</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>る」ことを規程等に定めること。</p> <p>（イ）調査委員会の設置及び調査</p> <p>○「調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>（ウ）調査中における一時的執行停止</p> <p>○「被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる」ことを規程等に定めること。</p> <p>（エ）認定</p> <p>○「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めること。</p> <p>（オ）配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めること。</p> <p>【懲戒処分について】</p> <p>○懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定めること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>（1）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>○不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価すること。</p> <p>○不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。</p> <p>○不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>（2）不正防止計画の実施</p> <p>○防止計画推進部署を設置すること（既存の部署を充てること、又は既存の部署の職員が兼務することも可）。</p> <p>○防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の検証等について】</p> <p>○予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じること。</p> <p>○正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度等を積極的に活用すること。</p> <p>○研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底すること。</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めること。</p> <p>○不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等の内容について】</p> <p>○業者に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（エ）までの各事項を盛り込むこと。</p> <p>（ア）機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと</p> <p>（イ）内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>(ウ) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと</p> <p>(エ) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること</p> <p><b>【物品・役務の発注業務について】</b></p> <p>○研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用すること。</p> <p>○研究者による発注を認める場合は、研究者の権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうこと。</p> <p><b>【発注した当事者以外の検収が困難である場合について】</b></p> <p>○一部の物品等について、発注した当事者以外の検収業務を省略する例外的な取扱いとしている場合、取引件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施すること。</p> <p><b>【発注した当事者以外の検収が可能である場合について】</b></p> <p>○一部の物品等について、発注した当事者以外の研究者又は研究室・研究グループに所属する事務職員等が検収を実施している場合は、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるよう、上下関係を有する同一研究室・研究グループ内での検収の実施を避けること。</p> <p><b>【特殊な役務に関する検収について】</b></p> <p>○特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</p> <p>○有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。</p> <p>○成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこと。</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>○競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置すること。</p> <p>○競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【内部監査部門について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部監査部門を設置すること。</li> <li>○内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。</li> </ul> <p>【監査手順を示したマニュアルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。</li> </ul> <p>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。</li> <li>○内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</li> </ul> <p>【内部監査の実施について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施すること。</li> </ul> <p>【リスクアプローチ監査について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。</li> </ul> <p>【監事及び会計監査人との連携について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化すること。</li> </ul> <p>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。</li> </ul>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
長崎県環境保健研究センター	<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○令和3年11月8日に責任者全員が出席する環境保健研究センター研究推進・評価委員会にて見直しを行い、①「長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の管理・監査に係る実施要綱」の改定及び③「長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等監査手続要領」の策定を行った。</p> <p>(2) 職務権限の明確化</p> <p>○「長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の管理・監査に係る実施要綱」を策定し、長崎県環境保健研究センターホームページで公表している。また、環境保健研究センター研究推進・評価委員会で構成員の権限と責任について合意を形成し、構成員全員に対してメールで周知している。</p> <p>○「長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の管理・監査に係る実施要綱」第3条で「責任体系の明確化」について規定している。また、各科（課）単位で事務分掌を策定し、業務分担を明確にしている。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【告発窓口等について】</p> <p>○「長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の管理・監査に係る実施要綱」第7条に「個人向け資金の不正行為に関する告発及び通報（以下「告発等」という。）の受付は、次の各号によるものとする。(1) 受付窓口 長崎県環境保健研究センター 企画・環境科長(2) 場所及び連絡先(3) 受付方法 書面又は面談」と規定している。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>(イ) 調査委員会の設置及び調査</p> <p>○長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の管理・監査に係る実施要綱第9条で「最高管理責任者は、受け付けた告発等の内容について調査が必要と判断した場合は、研究所に属さない第三者を含む調査委員会を設置し、調査を命ずる。2 前項に規定する第三者の調査委員は、研究所、告発等を行った者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。3 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。」と規定している。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p>	特になし。

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
		<p>（２）不正防止計画の実施</p> <p>○長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の不正防止計画を策定している。</p> <p>各責任者が集まる所内会議で情報共有したり、所内研究推進・評価委員会にて、競争的資金の監査体制等について協議する場を設け、監査手続要領を策定する等、見直しを行ったりしている。また、監査実施後に監査部門から報告を受け、その結果を防止計画推進部署から全職員に周知することとしている。</p> <p>第４節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】</p> <p>○発注前に購入伺いに支出財源を記載し、財源を特定した上で発注している。研究部門と管理部門の両方で執行状況を把握し、定期的に照合している。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○物品調達の契約の相手方として適当であるか判断するため、誓約書は、①競争入札参加資格を得るための申請を行う業者全員 ②競争入札参加資格の更新のための業者全員を対象として、①新規申請時（１回、随時） ②更新申請時（更新年に１回）に提出を求めている。</p> <p>第６節 モニタリングの在り方</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】</p> <p>○県監査事務局が実施する公認会計士等の外部監査人による監査を受けている。</p>	

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
一般財団法人日本公衆衛生協会	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、「第1節 機関内の責任体系の明確化」、「第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」、「第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」、「第4節 研究費の適正な運営・管理活動」、「第5節 情報発信・共有化の推進」及び「第6節 モニタリングの在り方」に関する事項について、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を令和5年2月28日とする管理条件を付することとする。</p> <p>また、令和4年度におけるフォローアップ調査の対象機関として管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○研究費の適正な執行・管理は、「補助事業の取り扱いについて」により行っているが、その内容については毎年度、点検・見直しを実施している。</p> <p>(2) 職務権限の明確化</p> <p>○協会の事務局組織規程の他に担当者ごとの事務分担当表を作成し、職員全員に周知を図っている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○「補助金の取り扱い」により委託契約書及び請負書を協会で締結して適正に実施している。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【最高管理責任者について】</p> <p>○最高管理責任者（機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>○最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すること。</p> <p>【統括管理責任者について】</p> <p>○統括管理責任者（最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、統括管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>○統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <p>○コンプライアンス推進責任者（機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。</p> <p>○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。</p> <p>○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p><b>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】</b>  ○コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握して  すること。</p> <p><b>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書  等について】</b>  ○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提  出を求めること。  ○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書  等に、以下の（ア）から（ウ）までの各事項を盛り込むこと。  （ア）機関の規則等を遵守すること  （イ）不正を行わないこと  （ウ）規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及  び法的な責任を負担すること</p> <p><b>【行動規範の策定について】</b>  ○競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策  定すること。</p> <p>（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明  化  ○業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、  方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に  公表し、周知を図ること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】</b>  ○不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定めること。</p> <p><b>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</b>  （ア）告発等の取扱い  ○「告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付  けた場合は、告発等の受付から３０日以内に、告発等の内容の合理性を確  認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告す  る」ことを規程等に定めること。  （イ）調査委員会の設置及び調査  ○「調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の  有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額  等についての調査）を実施する」ことを規程等に定めること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>○「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>（ウ）調査中における一時的執行停止</p> <p>○「被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる」ことを規程等に定めること。</p> <p>（エ）認定</p> <p>○「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めること。</p> <p>（オ）配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めること。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>（1）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>○不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価すること。</p> <p>○不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。</p> <p>○不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>(2) 不正防止計画の実施  ○防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動  <b>【業者に提出を求める誓約書等の内容について】</b>  ○業者に提出を求める誓約書等に、以下の(ア)から(エ)までの各事項を盛り込むこと。  (ア) 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと  (イ) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること  (ウ) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと  (エ) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること</p> <p><b>【物品・役務の検収業務について】</b>  ○検収業務については、原則として、事務部門が実施すること。</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進  ○競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方  <b>【内部監査部門について】</b>  ○内部監査部門を設置すること。  ○内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。</p> <p><b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b>  ○監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。</p> <p><b>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</b>  ○内部監査部門は、ガイドライン第3節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。  ○内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p><b>【内部監査の実施について】</b>  ○内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施すること。</p> <p><b>【リスクアプローチ監査について】</b>  ○内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。</p> <p><b>【監事及び会計監査人との連携について】</b>  ○内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化すること。</p> <p><b>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</b>  ○監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底している。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立社会 保障・人口問 題研究所	<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>○「コンプライアンス教育」については、国立社会保障・人口問題研究所公的研究費の取扱いに関する規程第6条に「3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する当所内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>4 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、所内の対策を実施し、実施状況を確認する。</p> <p>5 不正防止を図るため、当所内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育や適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか必要な改善指導などを推進する。」と記載されており、当該規程に基づき、年1回毎年1月～3月に全職員を対象に日本学術振興会が実施しているeラーニングを行っている。</p> <p>【行動規範の策定について】</p> <p>○「競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範」については、国立社会保障・人口問題研究所公的研究費の取扱いに関する規程第3条第2項に「職員等は、当所における研究の信頼性と公平性を確保するため、別に定める行動規範を踏まえて対応すること。」と記載されており、当該規程に基づき「国立社会保障・人口問題研究所における公的研究費等の運営・管理に関する行動規範」を策定し、順守している。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>○「告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合」については、国立社会保障・人口問題研究所公的研究費の取扱いに関する規程第14条に、「所長は、告発等の報告を受けた後、概ね30日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も告発等と同様の取扱いとする。」と規定し、HPで公表している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【監査手順を示したマニュアルについて】</p> <p>○監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用している。</p>	特になし。

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立障害者 リハビリテ ーションセ ンター	<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○「外部競争的資金補助金等事務取扱マニュアル」を定め、研究に携わる者がいつでもアクセスできるように「統合ネットワーク文書領域」に掲載している。</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>○研究所所属の全ての研究者・流動研究員及び事務職員、研究所以外の部署に所属し研究代表者・研究分担者にあたる職員を対象としている。</p> <p>実施方法：日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニング」サイトにて実施 実施時期：年度初め～10月末まで（中途採用、転入等あればその都度実施） 実施回数：年1回</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(2) 不正防止計画の実施</p> <p>○不正防止計画推進チームより、所内部長会議にて周知し確認を行っている。</p> <p>具体的には11月から12月の間に内部監査を行い、終了後に所内部長会議を行って、監査結果の報告を行い最終的にセンター全体に不正事例及び不正防止方策を報告する。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【換金性の高い物品の管理について】</p> <p>○パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、金券等については、調達段階でその保管場所や管理者の指定を行っている。</p> <p>実例としては、被験者への謝礼として金券等を購入する場合があるが、あらかじめ配布先を明示させ、必要数のみを購入するようにし、管理者を指定し在庫管理を行っている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【内部監査部門について】</p> <p>○「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」第16条に基づく、内部監査実施に伴い、事務担当者及び当センター会計部門から監査担当者を指名して、内部監査チームを組織している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （3）関係者の意識向上 【行動規範の策定について】 ○「不正行為を行わないこと、不正行為に加担しないこと、不正行為を助長しないこと」を公的研究費に関する職員の行動規範として策定している</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 （2）不正防止計画の実施 ○公的研究費の適切な執行のための説明会において、競争的資金のルールの変更や予算執行が年度末に集中しないように説明し、検収は事務部門が担当し、研究者による検収は原則禁止している</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 ○「公的研究費の適正な執行について」を実施し、公的研究費の適切な執行のための説明会において周知している</p> <p>【発注した当事者以外の検収が可能である場合について】 ○事務部門以外で検収しているのは実験動物管理室のみとなっているが、当該部署は他の研究部、室とは独立しており、発注者との上下関係は排除されている。</p> <p>【研究者の出張計画の実行状況等について】 ○職員の出張事務を専門に行う、部署を設け、事前に出張届が提出されることで出張計画を把握し、出張から帰還した後復命書を提出することで実行状況を確認している。また、出張計画書及び復命書において用務内容等の確認が出来、航空機の半券・宿泊施設の領収書を添付することにより、実際に要した費用及び用務地へ赴いた証拠として確認を行っている。</p>	<p>特になし。</p>

令和3年度履行状況調査結果（フォローアップ調査結果）一覧

機関名	総合所見	機関に付与した管理条件（改善事項）	管理条件（改善事項）に係る実施状況
川崎市健康 安全研究所	<p>令和元年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について、履行期限内に着実に履行されていると判断できないため、競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減することとする。</p> <p>なお、令和元年度履行状況調査結果において付された管理条件（改善事項）について、再度、当該事項を改善事項とし、その履行期限を令和5年1月31日とする管理条件を付与することとする。また、令和4年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【最高管理責任者について】</p> <p>○ 最高管理責任者（機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>○ 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すること。</p> <p>【統括管理責任者について】</p> <p>○ 統括管理責任者（最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、統括管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>○ 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <p>○ コンプライアンス推進責任者（機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者）の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。</p> <p>○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【最高管理責任者について】</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>【統括管理責任者について】</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p>

機関名	総合所見	機関に付与した管理条件（改善事項）	管理条件（改善事項）に係る実施状況
		<p><b>【コンプライアンス推進副責任者について】</b>  ○ コンプライアンス推進副責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進副責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備  （1）ルールの明確化・統一化  ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように、ルールを明確に定めること。</p> <p>○ ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>○ 機関として、ルールの統一を図ること。</p> <p><b>【ルールの周知について】</b>  ○ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知すること。</p> <p>（2）職務権限の明確化  ○ 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有すること。</p> <p>○ 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定めること。</p> <p>（3）関係者の意識向上  <b>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</b>  ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（ウ）までの各事項を盛り込むこと。  （ア）機関の規則等を遵守すること  （イ）不正を行わないこと  （ウ）規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること</p> <p><b>【行動規範の策定について】</b>  ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。</p>	<p><b>【コンプライアンス推進副責任者について】</b>  ○未実施</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備  （1）ルールの明確化・統一化  ○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p><b>【ルールの周知について】</b>  ○未実施</p> <p>（2）職務権限の明確化  ○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>（3）関係者の意識向上  <b>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</b>  ○未実施</p> <p><b>【行動規範の策定について】</b>  ○未実施</p>

機関名	総合所見	機関に付与した管理条件（改善事項）	管理条件（改善事項）に係る実施状況
		<p>（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【告発窓口等について】</p> <p>○ 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置すること。</p> <p>○ 業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図ること。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>（ア）告発等の取扱い</p> <p>○ 「告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から３０日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>（イ）調査委員会の設置及び調査</p> <p>○ 「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>（ウ）調査中における一時的執行停止</p> <p>○ 「被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる」ことを規程等に定めること。</p> <p>（エ）認定</p> <p>○ 「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めること。</p> <p>（オ）配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○ 「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について</p>	<p>（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【告発窓口等について】</p> <p>○内部（職員）からのみ、「川崎市職員通報制度等に関する要綱」に基づき、職員通報の通報窓口（総務企画局コンプライアンス担当）を設置している。</p> <p>○未実施</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>（ア）告発等の取扱い</p> <p>○未実施</p> <p>（イ）調査委員会の設置及び調査</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>（ウ）調査中における一時的執行停止</p> <p>○未実施</p> <p>（エ）認定</p> <p>○未実施</p> <p>（オ）配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○未実施</p>

機関名	総合所見	機関に付与した管理条件（改善事項）	管理条件（改善事項）に係る実施状況
		<p>て配分機関に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○ 「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】</p> <p>○ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</p> <p>○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>○ 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置すること。</p> <p>○ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【内部監査部門について】</p> <p>○ 内部監査部門を設置すること。</p>	<p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>○未実施</p> <p>○未実施</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【内部監査部門について】</p> <p>○未実施</p>

機関名	総合所見	機関に付与した管理条件（改善事項）	管理条件（改善事項）に係る実施状況
		<p><b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b>  ○ 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。</p> <p><b>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</b>  ○ 内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。</p> <p>○ 内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</p> <p><b>【内部監査の実施について】</b>  ○ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。</p> <p><b>【リスクアプローチ監査について】</b>  ○ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。</p> <p><b>【監事及び会計監査人との連携について】</b>  ○ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化すること。</p> <p><b>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</b>  ○ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。</p>	<p><b>【監査手順を示したマニュアルについて】</b>  ○未実施</p> <p><b>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</b>  ○未実施</p> <p>○未実施</p> <p><b>【内部監査の実施について】</b>  ○未実施</p> <p><b>【リスクアプローチ監査について】</b>  ○未実施</p> <p><b>【監事及び会計監査人との連携について】</b>  ○未実施</p> <p><b>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</b>  ○監査部局が実施している</p>